

2022年9月議会最終日「防災基本条例制定について」賛成討論

上野 美恵子

議第149号「熊本市防災基本条例の制定について」賛成討論を行います。

熊本地震の発災から6年が経ちました。熊本市でも、2016年4月に発生し、震度6強を記録した熊本地震は、未曾有の被害となり、その復旧・復興は長期におよび、現在も続いています。その後も、大雨被害や台風の通過など、災害多発に時代にあつて、市民のいのちと財産を守るためには、災害への備えや、発災した場合の対応、長期にわたる復旧・復興にあたり、行政が災害対策を最優先の課題として位置づけ、取り組んでいくことが求められています。

今回、「熊本市防災基本条例」の制定が提案されたことは、日本共産党市議団としても賛成するものです。しかし、よりよい災害への備えと災害への対応を行っていくうえで何が重要なのか再確認し、よりよい条例であること、よりよい条例運用がなされるようお願い、提案された条例案について、日本共産党市議団としての意見を述べさせていただきます。

今回提案されている「防災基本条例」の上位法となるのは、「災害対策基本法」です。「災害対策基本法」は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、

災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に災害対策関係法として制定されました。法律制定以前、防災行政が十分な効果をあげることができなかつたという防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたものであり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する種々の規定を置いています。その後、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策をさらに強化する改正が行われました。その柱として、①防災に関する責務の明確化、②総合的防災行政の整備、③計画的防災行政の整備、④災害対策の推進、⑤激甚災害に対処する財政援助等、⑥災害緊急事態に対する措置があり、

国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関や、住民等の役割が規定されています。

第1に、提案されている本市の「防災基本条例」では、目的、定義、基本理念、それぞれの役割、避難所の運営等、帰宅困難者対策、要支援者への支援、情報発信、教訓の活用や防災教育等となっています。しかし、これでは基本条例というにはあまりにも内容が不十分です。防災基本条例というからには、災害対策基本法の構成にも倣い、総合的な視点で、防災に関する組織について規定することや、防災計画を条例に位置付けること、その上で、災害の予防、災害の応急的対策、災害の復旧をきちんと定めておくべきです。

第2に、本市条例案では、基本理念や役割の基本を「自助、共助及び公助」としています。しかし、「災害対策基本法」では、「国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保」を第1に挙げ、「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動の促進」は、これと併せて行うことと定めてあります。市の条例案が、「自助」による自己責任論の上に立っているのとは反対に、国は「公の責任」を一番にはつきりと位置付けています。そうでなければ、災害多発時代の想定外の大災害に対応することはできないのではないのでしょうか。本市条例においても、基本理念に「公の責任」を第一に明確にし、それぞれの役割についても、まずは「市の役割」でなく、「市の責務」として一番に規定し、続く形で市民や事業者の役割を定めるべきです。

第3に、何をしていくのかという点で、「防災」の部分で、具体的な内容がほとんどありません。防災に関する組織や防災計画を条例に規定しておくべきです。

第4に、災害の応急対策では、突然「避難所の運営等」が出てきており、要支援者への支援、情報収集・発信以外には、何の定めもありません。ここでは、応急対策の中身とその実施責任を明らかにすることが大切です。そのこと抜きには、大災害時に総合的な対応を滞りなく行うことは難しいと思います。広域プラス各級機関との連携、物資・資機材の確保・供給等、避難所に限らないすべての被災者保護など、応急対策の全体を網羅すべきです。

第5に、復旧です。熊本地震の場合でも復旧には、10年・20年の長期

を要しています。ここでも一番大事なことは、復旧の実施責任を明確にしておくことです。その上で、防災計画に定める復旧を滞りなく実施していかなければなりません。

第6に、第4章に「多様な性の尊重」が明記されていることは、評価したい点です。しかし、この間の国の法改正においても、防災・災害対応に女性の視点を入れる問題について種々論議されてきました。国連の女性の地位委員会が「災害管理のすべてで女性が平等に役割を果たすことができるように」と要請しており、国も法改正において、市町村の防災会議に、女性や障がい者等、多様な主体の参画を確保することなどを含む付帯決議を採択しています。本市条例案にも、国会の要請に基づく形で、具体的な参画の方針を明記すべきであると考えますので、条例案に反映されるよう、要望しておきます。

以上、条例案に必要と思う主な点を述べてまいりましたが、防災基本条例は、熊本地震も含む大規模災害も想定する条例として、防災・減災、災害応急対策、災害復旧、被災者援護、等を総合的に網羅しておくことは、不可欠のものであります。

指摘した点を踏まえた名実ともに総合的な条例へと拡充していただくことを要望して、討論と致します。